

令和5年度 第5回米原市介護保険運営協議会 議事概要

日時：令和5年12月15日（金）
午後7時00分～8時07分
場所：米原市役所本庁舎 コンベンションホール

1. 開 会

事務局：皆さま、こんばんは。本日は令和5年度第5回米原市介護保険運営協議会をご案内させていただきましたところ、公私ともにご多用の中、ご出席いただきましてありがとうございます。ただいまより会議を始めさせていただきます。まず、開会にあたりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

2. あいさつ

会長：皆さんこんばんは。寒暖差が続いておりますが、体調はいかがでしょう。第9期介護保険事業計画に関する議論も、何とか今日最期を迎える予定です。ひとえに皆様のご協力のおかげで、何とかここまで来れたと思います。今日も忌憚のない意見をいただいて、最終しめたいと思いますのでよろしくをお願いします。

事務局：本日は15名の委員中13名の委員の皆さまのご出席で、半数以上のご出席をいただいております。米原市介護保険条例施行規則第30条第2項の規程により、過半数の出席をいただいておりますので、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。それでは、これより会議を始めさせていただきますが、会議を始める前に資料の確認をさせていただきます。

<資料確認>

事務局：それでは、これからの会議の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。
会長、よろしくをお願いいたします。

3. 協議・報告事項

会長：それでは早速ですけれども、次第にしたがって「(1) 自立支援・重度化防止等の取組と目標」について事務局よりお願いいたします。

(1) 自立支援・重度化防止等の取組と目標

事務局：資料の説明をします前に、前回の会議で認知症地域支援推進員の人数について質問をいただいていたので、その回答を先にさせていただきたいと思います。

認知症地域支援推進員研修受講者の数ですが、市職員が6人、地域包括支援センター職員が3人、合計9人となっています。今後は、生活支援コーディネーターの受講をしていただける予定となっています。

それでは、改めまして説明をさせていただきます。

<資料1に基づき説明>

会長：ありがとうございました。今の説明につきまして、ご意見やご質問はございますか。

委員：146頁の「介護に関する入門的研修の実施」で、基準値は11人ですが、令和6年度、7年度、8年度の目標値は逆に減っていますが、その理由は何ですか。

事務局：入門的研修は、令和2年度から実施していきまして、令和2年度は16人、令和3年度は3人、令和4年度は11人、令和5年度は11人とやや減少傾向にあるということを勘案して設定しました。ただ、目標値を上げるべきであるという意見でしたら、この研修を受けていただいて、地域で活躍していただける人を増やしていかないと、地域で支え合うということもなくなってしまいますので、目標値については、15人でいかがでしょうか。

委員：入門的研修のみならず、介護のファーストステップの初任者研修というのがありますが、どちらにしても受講生は増えていないというのが現状です。15人という目標値を作ることはよいことだと思いますが、目標値を達成するためにどうしていけばいいのか、正直なところ悩んでいるのが現状です。併せまして、一つ上の「福祉の職場説明会の開催」の来場者数の目標値が30人になっています。実際、30人来るのかどうか不安でしかありません。本当にそういう状況です。他産業のほうが、給料も高いため、介護職から流出していくほうが多いという状況です。もし、目標値を15人にするのであれば、目標値を達成するための手法も併せて考えていただきたいと思います。

会 長：目標は高いほうがいいですが、現実問題、達成できない目標を設定してもと思いますので、そのあたりは事務局の考え方です。

事 務 局：令和3年度が少なかったのは新型コロナウイルス感染症の影響で、今年度も11人受講されていますので、周知の工夫や市内の事業所のご協力をいただきながら、たくさんの方に受講していただけるように努力していきたいと思います。目標値は、15人としたいと思います。

会 長：目標というのは難しいです。高い目標で努力するというのはいいですが、なかなかそこまでいかないこともあるので、その辺が難しいです。

事 務 局：第3章で第8期介護保険事業計画の検証・評価をさせていただいており、それに基づいて修正をしています。

(2) 第8章 介護保険サービスの量の見込みと保険料

事 務 局：＜資料2に基づき説明＞

会 長：ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問はございますか。

介護報酬の改定が出ると、第8章の金額などは最終的に書き換えですので、現状での値とっていただいたほうが良いと思います。

事 務 局：補足ですが、2%介護報酬が上がりますと、保険料では145円上がります。これが3%になると217円上がることとなります。新型コロナウイルス感染症の影響も若干ありましたが、第8期は比較的落ち着いて推移しています。今回の上げ幅は大きくないと思っていますし、基金がありますので、それを活用して保険料を抑えていきたいと考えています。

委員：156頁の介護医療院は初めて聞く言葉ですが。

事務局：以前は、病院の中などに設置されていた介護療養型医療施設が制度改正により介護医療院となったもので、介護を受けられた中でも医療の依存度が高い方が利用される施設になります。

会長：164頁にPDCAサイクルが書いてあります。最期がActionになっていますが、これをActにしてはどうでしょうか。Plan、Do、Checkも全部動詞なので、Actにするほうが収まりがいいと思います。

(3) 計画の見直しに係る答申（案）について

事務局：＜資料3に基づき説明＞

会長：ありがとうございます。皆さんご協力いただいた5回の結果がここに集約されているとは思いますが、付け加えておいたほうがいいというご意見はございますか。

委員：この計画に何期も関わっていますが、市民にも啓発していただき、次期計画につながってほしいと思います。認知症も増えてきていますので、認知症問題やフレイル問題など、市と一緒に頑張っていきたいと思います。

事務局：介護給付費の適正化を実施していますが、適正化というのは、使いすぎを取り締まるというわけではなく、必要な方に必要なサービスが行くような啓発やケアマネジャーの資質向上を図るものです。サービスを使いたくてもお金がなくて使えないという相談や孤立、孤独の問題もここ数年増えてきていますので、重点的な取組の中で示しました、重層的支援体制整備事業を展開して、「だれ一人取り残さない」地域が支え合う社会を目指したいと思います。

委員：この答申は、現実を直視して、今後に向けてという形でとてもよくできていると思います。私は介護の事業者側としてずっと思っていることがあります。答申の中にも地域

共生社会や複合的な課題など、いろんな課題が書いてあります。この先、働く人が3割ほど減っていく中で、今までの10年と同じことをしていいのだろうかといつも思います。介護保険を利用されると、地域から「介護保険を使っている人は、事業者任せ」となってしまいますが、そこが苦しいです。皆さんの力の下で事業者はできることをする、地域でできることは地域です、という中で、一人でも多くの方がこの地域に住んで欲しいと思います。社会福祉法人として何ができるのかと、いつも考えています。私たちの使命は、一人ひとりの個の支援が一番大事になってきますが、そこから、まちづくりに発展していかなければいけないと思っています。反対に市民の皆さんはいろんな互助活動などをする中で、私たち専門職と交わっていただいて地域の課題に取り組んでいくといったことをこの10年でできないかと思っています。ただ、1事業所、1法人が地域に出ようと思っても、信頼性や出会う機会が少ないです。できたら、公的などがマッチング作業といいますか、座談会や交流会でもいいですが、活動者の方々と専門職を結びつけるということをしていただけると、あとは私たち、活動者同士で発展していくと思っています。これが制度を超えた力になっていくといいと思っています。

もう一つあります。私たちの介護職の人材難です。近年、外国籍の方が増えています。まだここは田舎にあたるので少ないですが、県内では増えてきています。いろんな国籍の方が地域に住むということになりますが、業界としてウエルカムでも地域でウエルカムでなければその方たちは不幸になってしまうと思います。できたら外国籍の方が地域にいるときには皆さんの仲間にしていただけると、これは介護保険制度だけではできない部分になってきますので、多文化というところで本当の意味での共生社会に向けていきたいと思っています。私たちは、そのためにできることをしたいと思っていますので、ぜひ協力できればと思います。

会 長：ありがとうございます。どうしても介護保険が使われると、周りとしても介護保険が使われているのでお任せとなるのは、地域も家族もそうなることがあって、その辺をどうしていくかというのが一番大切なことだと思います。

委 員：私たちの活動の現状ですが、お茶の間創造事業に3年前から入らせていただいて、居場所も3か所増えてきて喜んでるところです。地域包括支援センターに他の自治会の方を繋いでいただいて、卓球をしに来られる方もあります。私の仕事のヘルパーですが、

訪問介護の事業所は、新規の職員採用がなく、老々介護なので、いつ事業所が閉鎖されるのかと心配です。先ほど話のありました処遇改善など、魅力ある仕事になっていかないと、なかなか若い人は入ってこないのです、そのあたりを改善していただきたいと思います。

もう一つ疑問に感じることがあります。要支援は介護保険ではなく市町村のほうに移行されています。生活援助は45分までで区切りがありますが、45分を超えるといくら時間が増えても同じだとか、1時間で済む仕事なのに1時間半求められる方がいます。そういう無駄であったり、必要な方に限度があつたりして、矛盾を感じるがあります。そういうことは、どこで検討されていますか。

事務局：国が基準を決めています。あくまで市町村でできる裁量は総合事業の一部で、介護の関係は全て報酬単価、何分でいくら、何単位というのが決まっています。ただ、いろんな制度、低所得者に対する高額介護や利用者の減免は、おそらくケアマネジャーが知らないということはないと思いますが、サービスが足りないということで相談していただければ、確認することもできます。特に国は低所得者層の方に対しては配慮しており、これは保険料も同じですが、そうしていかないと介護保険自体がうまく回っていきません。今回、保険料に関しては、申し訳ないですが高い所得の方にその分を負担いただく、それが大きい意味での支え合いということになります。

委員：なかなか大変な利用者さんが増えてきまして、ケアマネジャーさんも言いづらいつか、こちらも矛盾を抱えながら仕事をさせてもらっているとか、いろんなことが増えてきていますが、事業所、ケアマネジャーさんを通して相談していきたいと思います。

委員：先ほどの適正化ですが、不必要な人が多くのサービスを使っていたり、逆に必要の人に足りないということにならないよう心がけてはいるのですが、できていない部分もあるかと思えます。ケアプラン点検や研修を通じて、精度を上げていきたいと思えます。

委員：前回資料の介護保険料の推移の中で、東近江市は、6期、7期、8期と、ずっと一緒の金額で、他市に比べて安いですが、米原市との違いは何ですか。他市のことでわからないかも知れませんが、何か情報があれば教えてください。

事務局：保険料が据え置かれているということは、それだけサービスを利用する人が少ないと考えることもできます。また、基金があればさらに保険料を下げられますが、前回の8期で借入をしたこともあり、他市に比べて極端に基金が少ないです。本市は、旧伊吹地域以外は立地条件がよく、近江地域は人口も高齢者も増えてきておりますので効率的にサービスが提供できます。採算がとれるところに事業所は来ますので、そういった面で本市は通所サービスが増えてきたのではないかと考えています。訪問介護などの訪問系サービスは、通所が利用できるの少ないですが、今後、通所に行けない方も出てくるので、重要なサービスですし、医療系の訪問看護、訪問リハビリも充実していかないと在宅を支え切れないということになります。また、「見える化システム」で確認しますと、一番差が大きいのは認定率です。後期高齢者の割合も影響してくると思いますが、米原市は20%近く、東近江市は15.5%ですので、1人当たりの利用量にも影響してくると思います。

会長：市によっていろいろな事情がありますので、何が違うかは難しいです。場所によっては介護サービスの事業者も入らない、施設もないというところもあります。介護保険は申請するものなので、申請者がどれだけいるかによって違ってくると思います。

ご意見がないようでしたら、その他について事務局から何かございますか。

4. その他

事務局：特にありません。

会長：それでは、今日の議題は全て終わりましたので、事務局にお返ししたいと思います。

5. 閉会

事務局：会長、進行ありがとうございました。それでは、閉会にあたりまして、くらし支援部長よりご挨拶を申し上げます。

くらし支援部長：本日も長時間にわたりまして慎重審議いただきありがとうございました。本日の会議では、自立支援・重度化防止等の取組と目標、第8章・第9章とほぼ計画の最後まで論議いただきました。6月30日に市長から諮問させていただいて以降、約半年間にわたりまして会議を重ねていただきまして、本日計画の見直しに係る答申案までやっとたど

り着くことができました。これもひとえに会長はじめ委員の皆様の熱心な議論と建設的なご意見の賜と感謝しております。重ねてお礼申し上げます。この答申につきましては、12月26日に会長から市長のほうへ答申いただく予定をしております。また、同じく半年にわたりまして議論いただきました第9期の米原市介護保険事業計画／高齢者福祉計画につきましては、来月1月下旬からパブリックコメントをさせていただく予定をしております。次回は第6回、来年の3月くらいを予定しておりますが、介護報酬改定後の保険料を含めまして計画の最終版を皆様に確認いただきたいと思いますと思っております。引き続き、熱心なご議論をいただきまして最終版を確認いただくことを改めてお願い申し上げます。閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。本日は遅くまでありがとうございました。

事務局：次回の予定としまして、来年の3月に開催を予定しております。またご案内させていただきますので、ご出席よろしく申し上げます。

以 上